

老人保健課關係

1. 要介護認定について

(1) 要介護認定の見直しに係る検証・検討会について

昨年4月の要介護認定方法の見直しにより、必要なサービスが受けられなくなるのではないかという利用者等からの懸念を受けて、「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」（以下「検討会」という。）が設置され、4回にわたり検討が行われたところである。

本年1月15日に開催された第4回の検討会においては、昨年10月以降の要介護認定の状況について議論され、

- ① 昨年4月から9月までに新規に要介護認定申請を行った方に対する、市町村等からの再申請等の勧奨等により、より適切な要介護認定となり、要介護認定の現場が概ね安定した
- ② 要介護認定の自治体間のバラツキが全体的に相当程度小さくなった
- ③ 要介護度別の分布については、非該当者及び軽度者の割合が大幅に減少した

ことなどが挙げられた。

一方で、過去3年間と比べると一部の軽度者の割合が若干大きくなってきているが、これについては、昨年10月からの見直し内容や認定調査等における特記事項の活用など自治体において充実した研修の実施等により対応する必要があるとの指摘がされた。

以上を踏まえ、検討会では、昨年4月に行われた要介護認定の見直しに伴う混乱については、ほぼ終息し、開催目的を概ね達成できたものと判断され、検討会は終了することとされた。

(2) 認定調査及び介護認定審査会における留意点について

検討会における検討結果を踏まえ、認定調査及び介護認定審査会における留意点については、本年2月2日付け事務連絡において周知をお願いしたところであるが、認定調査及び介護認定審査会においては、改めて以下の事項について留意されるよう周知徹底をお願いする。

(留意点)

1. 認定調査員は、特に軽度者への認定調査に当たっては、「介助されていない」や「ない」等の選択肢を選択する場合でも、実際に介護の手間が発生している場合には、特記事項に介護の手間と頻度を記載する。
2. 認定調査員は、実際に発生している介護の手間が選択肢の選択基準に含まれていない場合は、具体的な介護の手間の内容と頻度を記載する。
認定調査員は、いずれの認定調査項目にも当該介護の手間に対応した項目が設定されていない場合には、具体的な介護の手間の内容と頻度を記載

する。

3. 特に、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上のケースについては、BPSD関連項目等について実際の介護の手間が発生しているかどうかについて確認を行い、実際に介護の手間が発生している場合は、特記事項に、その手間及び頻度について記載すること。

4. 認定審査会は、上記のように認定調査員が記載した特記事項等を用いて、必要な場合には、一次判定結果の変更（重度変更及び軽度変更）を行うこと。

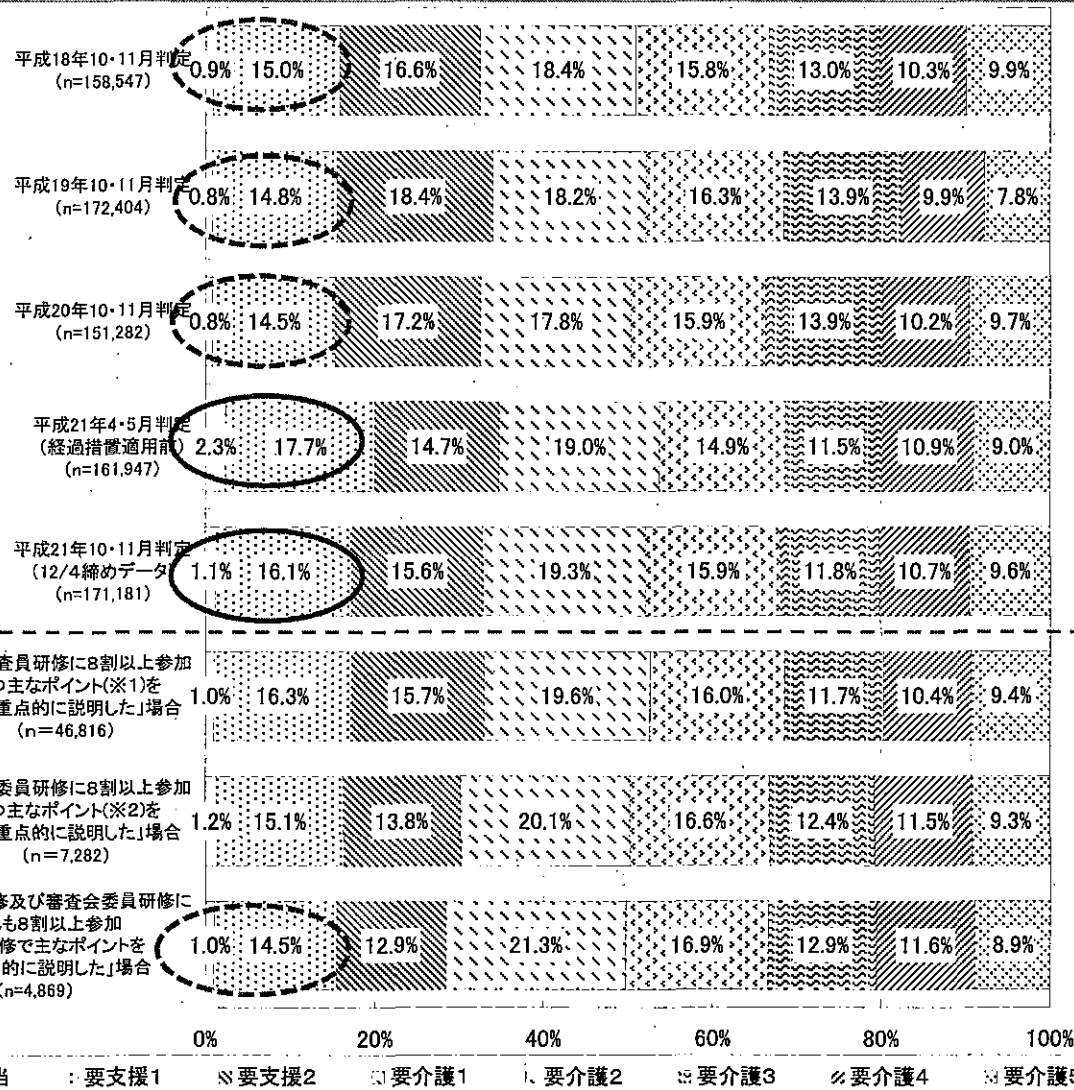
特に、一次判定で要支援1等の軽度と判定されたケースで、かつ、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上のケースについては、BPSD関連項目の特記事項等に着目して、一次判定の変更の必要性について検討すること。

平成21年10月からの要介護認定方法の見直しに係る検証について

平成22年1月15日
要介護認定の見直しに係る検証・検討会

- (1) 平成21年7月28日に開催された、第3回の要介護認定の見直しに係る検証・検討会では、昨年4月の要介護認定方法の見直しにより、非該当者及び軽度者の割合が増加したこと等を踏まえ認定調査員テキストを修正し、修正の考え方や内容を自治体等に十分に周知すべきとした。
また、厚生労働省に対し、見直し後の要介護認定の実施状況について、本検証・検討会に報告するよう求めた。
- (2) 本検証・検討会の指摘を受けて、厚生労働省において、認定調査員テキストが修正され、市町村への情報提供や調査員等に対する研修が行われた上で、昨年10月より市町村等において新たな方法による要介護認定が開始された。今回、その実施状況について、厚生労働省から報告があった。
- (3) まず、昨年4月から9月までに新規に要介護認定申請を行い、非該当者となった方等に対し、市町村から再申請等を奨励した結果、より適切な要介護認定となった。
4月からの見直しで影響があった方に対し、厚生労働省、自治体等の適切な連携により、迅速な対応が図られ、要介護認定の現場が概ね安定したことについては、一定の評価ができる。
- (4) 次に、要介護認定のバラツキについては、全体的に相当程度小さくなっていることから、平成21年4月以降の見直しによって、要介護認定のバラツキを抑えるという制度改正の目的は一定程度達成できたと考えられる。
- (5) ただし、要介護度別の分布については、昨年4月からの見直しと比べると非該当者及び軽度者の割合は大幅に減少し、概ね同等の分布となったものの、過去3年と比べて一部の軽度者の割合が若干大きくなっていることも事実である。
- (6) 本検証・検討会としては、これらの結果や、特記事項の活用が不十分であると思われる状況などを踏まえ、厚生労働省に対し、今後、各自治体等においてより充実した研修が実施されるよう対応を徹底するとともに、認定調査及び介護認定審査会における特記事項の活用について改めて周知することを求めたい。
- (7) 以上により、平成21年4月に行われた要介護認定の見直しに伴う混乱については、ほぼ終息し、本検証・検討会の目的は概ね達成できたものと判断し、本検証・検討会は、今回で終了することとする。
- (8) なお、今後の要介護認定のあり方等については、介護保険制度全般の見直しに向けた議論の方向性を待って、公開の場で議論を進めていくことが適当である。

二次判定結果の要介護度区分の比較(全体) (研修実施状況調査の結果をふまえた集計)



平成21年4・5月に比べ非該当及び要支援1は大幅に減少しているが過去3年に比べ若干大きい

充実した研修を実施している自治体では、過去3年とほぼ同等

(※1) 認定調査員研修における5つのポイント全て (※2) 審査会委員研修における3つのポイント全て